

亀山

かめやま
市議会だより

令和元年

vol.72

6月定例会号

令和元年8月1日発行

発行 三重県亀山市議会
編集 広聴広報委員会



6月定例会のあらまし……………P2～5

・職員の倫理保持及び法令遵守の原則を定める
亀山市職員コンプライアンス 可決
条例の制定について

・アスベスト及びPCB含有調査に係る経費等を計上する
令和元年度亀山市一般会計 可決
補正予算(第2号)について

・合併特例債活用のための根拠計画である
新市まちづくり計画の 可決
変更について

タイトル:「あふか
溢れる涵れる」
作者:川上りかさん(関町)

- ・議案と議決結果…………… P6～7
- ・議案質疑…………… P8～12
- ・一般質問…………… P13～19
- ・各常任委員会の所管事務…………… P20
- ・議会の主な動き…………… P21
- ・とびつくす…………… P22

6月定例会は、5月31日から6月26日までの27日間の会期で開催しました。

この定例会では、開会日に、条例の制定1件、条例の一部改正8件、令和元年度各会計補正予算3件、その他、工事請負契約の締結や、新市まちづくり計画の変更など5件、合わせて議案17件と報告7件が提出され、閉会日には、追加議案として、条例の一部改正1件、教育委員会教育長の任命1件が提出されました。

また、議会からは、委員会提出議案として、国への意見書1件を提出しました。

議案一覧・表決の結果は6ページ～

議案第41号 亀山市職員コンプライアンス条例の制定について

賛成者多数
可決
賛成10:反対7

先の職員の不祥事に鑑み、職員のコンプライアンスの推進について、より実効性のある環境や体制の整備を図り、公正な職務の遂行を確保することにより透明で市民に信頼される市政を確立するため、この条例を制定するものです。

【本会議での主な質疑】

- 条例制定の背景と目的について
- 条例の内容について
定義、任命権者等の責務、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進会議、コンプライアンス監督者、公益通報、働きかけ行為等について
- これまでの規程・要綱の実績、総括について
- 規程や要綱があるのに条例を制定する理由について
- 今回の条例制定により、現行の規程・要綱はどうなるのか
- 職員と市長や幹部との信頼関係について



【条例における用語の定義】

- **コンプライアンス**：職員の倫理保持及び法令遵守の原則に基づき、公正に職務を遂行すること
- **公益通報**：職員等が、市が実施する事務・事業に関し、法令に違反する行為や人の生命、身体、財産その他の利益を害する行為、公益に反する行為、公正な職務を損なう行為が生じ、又は生じようとしていると考えられる場合に行う通報
- **働きかけ行為**：職員に対し、請負その他の契約、許認可その他の行政処分、事業採択、人事などの職務に関し、正当な理由なく、特定の者に対して有利な又は不利な取り扱いをしたり、職務上知り得た秘密を漏らすなど、職員の公正な又は正当な職務の遂行を妨げることを働きかける行為

6月定例会のあらまし

本会議での反対討論

- これまでの規程や要綱が十分機能しなかった問題は、条例を制定することで解決できることではなく、まずはそれらの不十分なところを改正し、実績を積み上げるべきである。
- 真に市民と職員が一体となってコンプライアンスを推進するという立場に立つならば、条例案について市民に意見を求め、市全体でつくりあげていくべきである。
- 条例には市民が対象に含まれる部分があり、また市がコンプライアンス条例を制定することを広く市民に周知する意味では、パブリックコメントを実施して、市民の意見を聞くべきである。
- 条文中、「市民の責務」に関する規定がない。
- これまでから、コンプライアンスに関する規程やコンプライアンスハンドブックを基本として職務に従事しており、あえてこの条例を制定する必要があるのか疑問である。

本会議での賛成討論

- 職員の倫理保持及び法令遵守の精神を風土として根付かせることが最も重要である。
- この条例制定を機に各職場の組織力、マネジメント能力が発揮され、職員一人一人が萎縮することなく、職務を全うされることを特に期待するものである。

審査を付託された総務委員会では、議案質疑終了後、「市民の責務に関する規定の必要性」を中心に委員間の自由討議を行いました。



議案第50号 令和元年度亀山市一般会計補正予算(第2号)について

全会一致
可決

今回の一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ2607万9千円を計上するもので、国庫補助金等の採択による事業費の追加が主なものです。

なかでも、「環境測定分析等委託料」の増額補正については、市役所本庁舎など57施設の建築物の仕上げ塗材に含まれるアスベスト含有調査及び橋梁における塗膜のPCB含有調査に係る経費を計上するもので、質疑が集中しました。

【本会議での主な質疑】

- アスベストまたはPCB含有物測定の目的について
- 当初予算に計上できなかった理由について
- 調査結果の公表について
- アスベストまたはPCBが含まれていた場合の対応について

？アスベストとは

天然にできた鉱物繊維で、「せきめん」、「いしわた」と呼ばれています。アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ることや吸い込むことが問題となります。

？PCBとは

ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。



議案第57号 新市まちづくり計画の変更について

賛成者多数
可決
賛成10:反対7

平成30年4月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が改正され、合併特例債の活用可能期限が5年延長されたことから、今後の財政運営上の重要な財源である合併特例債を有効に活用するに当たり、その根拠となる新市まちづくり計画の変更について議会の議決を求めため提案されたものです。

主な変更の内容としては、計画の終期を令和元年度から令和6年度まで5年延長するとともに、合併特例債の活用を予定する「図書館整備事業」について、計画への位置付けをより明確化するため、関連する施策・事業を追加するものです。

【本会議での主な質疑】

- 変更内容について
- 新市まちづくり計画にある事業の優先順位の決め方について
- 合併特例債を図書館保留床購入費の財源に充当することについて
- 新しい時代に必要な機能を備えた図書館整備について

本会議での反対討論

- この計画変更は、「図書館整備事業」に合併特例債が活用できるようにすることが目的であるが、「図書館整備事業」は、市民に説明することも合意を得ることもなく市と教育委員会が勝手に決めた事業で、市民無視の事業を合併特例債の対象にすることは認められない。
- 2004年3月に策定された「新市まちづくり計画」には、「図書館分館の整備」が明記されているが、議会に一度も説明することもなく、いつの間にか事業をやめている。
- 合併特例債は2024年度までに事業が完了していないと活用できないが、図書館を含む亀山駅周辺整備事業は、当初の予定より大幅に遅れており、今後も地権者の全員合意が必要となるなど現時点で完了が見通せない事業である。

- 図書館保留床購入費の財源について、3月定例会時の「公共事業等債」から、今定例会で「合併特例債」に振り替えるための議案を提出する行政運営の手法には納得できない。
- 貴重な財源である合併特例債は、緊急災害時に市民に通知する災害情報伝達システムの整備や指定避難所の空調整備などに活用すべきである。



図書館整備完成予想図

委員会提出議案

会計年度任用職員制度の施行に伴う国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書

全会一致
可決

会計年度任用職員制度の施行に伴う 国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書

2016年に実施された総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員であります。

職種は行政事務職のほか保育士、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員など多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっています。

こうした状況を受け、2017年5月11日には地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立し、新たに「会計年度任用職員」制度が導入されるなど、非常勤職員を法的に位置付けるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇が求められています。

2020年4月の法施行に向けて、各自治体においては、任用実態の調査、把握のほか、関係条例・規則等の改正や待遇改善にともなう新たな予算の確保などが必要となっています。

よって、政府におかれては、行政サービスの質と量の維持や、臨時・非常勤職員の待遇改善、任用の安定の観点から、下記の事項が実現されますよう強く要望いたします。

記

- 1 会計年度任用職員制度の制度化に伴う賃金労働条件の整備に必要な地方自治体の財政負担の増大について、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における国会の附帯決議に基づき、国の財政措置を早期に明確にし、必要な財源を確保すること。

国の関係機関（内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長）宛てに意見書を送付しました。

6月定例会に提案された議案と議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 は、7ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
		可決	賛10反7
41	亀山市職員コンプライアンス条例の制定について 先の職員の不祥事に鑑み、職員のコンプライアンスの推進について、より実効性のある環境や体制の整備を図り、公正な職務の遂行を確保することにより、透明で市民に信頼される市政を確立するため、条例を制定する。	可決	賛10反7
42	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、選挙長等の費用弁償額の基準額が改定されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
43	亀山市税条例等の一部改正について 地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
44	亀山市都市計画税条例の一部改正について 地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
45	亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正について 亀山市いじめ問題対策連絡協議会の委員として、亀山市を所管する児童相談所の職員を委嘱しているが、平成31年4月に新たに三重県鈴鹿児童相談所が開設され、当該児童相談所が亀山市を所管することとなったことから、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
46	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、放課後児童支援員の資格に関する基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
47	亀山市営住宅条例の一部改正について 昭和25年度建設の若草住宅は、耐用年数が経過し、老朽化していることから、亀山市公営住宅等長寿命化計画において、用途廃止とする判定を行っており、既に入居者が退去した当該住宅について用途を廃止するため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
48	亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について 水道法施行令及び水道法施行規則が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
49	亀山市火災予防条例の一部改正について 工業標準化法が改正され、日本工業規格が日本産業規格に改められること、また、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の設置免除規定が見直されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
50	令和元年度亀山市一般会計補正予算(第2号)について	可決	全員賛成
51	令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	可決	全員賛成
52	令和元年度亀山市病院事業会計補正予算(第1号)について	可決	全員賛成

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
53	工事請負契約の締結について 西野公園野球場整備改修工事について、令和元年5月22日付けで仮契約したので、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
54	財産の取得について 消防ポンプ自動車の取得について、令和元年5月9日付けで仮契約したので、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
55	専決処分した事件の承認について 地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、同年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市国民健康保険税条例の一部改正を、平成31年3月29日付けで専決処分したので、議会の承認を求める。	承認	全員賛成
56	字の区域の変更について 亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業の施行に伴う字の区域の変更について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
57	新市まちづくり計画の変更について 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が改正され、合併特例債の活用可能期限が5年延長されたことから、今後の財政運営上の重要な財源である合併特例債を有効に活用するに当たり、その根拠となる新市まちづくり計画の変更について、議会の議決を求める。	可決	賛10反7
58	亀山市手数料条例の一部改正について 建築基準法施行令が改正されたことに伴い、限定特定行政庁である市において行う認定事務及び許可事務が追加されたことから、当該事務に係る手数料を定めるため、また、工業標準化法が改正され、日本工業規格が日本産業規格に改められることに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
59	亀山市教育委員会教育長の任命について 亀山市教育委員会教育長の服部裕氏は、令和元年8月31日をもって任期満了となることから、引き続き同教育長として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
委員会 2	会計年度任用職員制度の施行に伴う国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書の提出について	可決	全員賛成

※委員会＝委員会提出議案

賛否が分かれた議案の表決結果

※ 賛は賛成 反は反対
なお、小坂直親議長は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
議員名		草川卓也	中島雅代	森英之	今岡翔平	新秀隆	尾崎邦洋	中崎孝彦	豊田恵理	福沢美由紀	森美和子	鈴木達夫	岡本公秀	伊藤彦太郎	前田耕一	前田稔	服部孝規	小坂直親	櫻井清蔵
議案名																			
議案第41号	亀山市職員コンプライアンス条例の制定について	賛	賛	賛	反	賛	反	賛	賛	反	賛	賛	賛	反	賛	反	反	一	反
議案第57号	新市まちづくり計画の変更について	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	反	反	賛	賛	賛	反	賛	反	反	一	反

議案一般質問

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



❓ 議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

❓ 一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。



議案質疑

服部 孝規<日本共産党>



議案第57号 新市まちづくり計画の変更について

1 平成16年3月に作成

された新市まちづくり計画に記載の図書館の「関分館」について

2 新市まちづくり計画にある事業の優先順位の決め方について

Q 図書館について、新市まちづくり計画策定当初に位置付けられている関分館の整備が行われていないのに、なぜ昨年決めたばかりの本館の整備が優先されるのか。

A 将来都市像やまちづくりの基本的な考え方、基本施策等については、新市まちづくり計画から総合計画へと実質的な役割は引き継がれ、総合計画に位置付けられる戦略プロ

ジェクトや関連施策の推進を図る中で、その施策推進に資する事業を優先的に取り組んでいる。

Q 関分館の整備は、新市まちづくり計画に位置付けられているだけで、合併特例債を活用した事業としては行わないということか。

A 合併特例債は、新図書館の保留床購入で使い切る計画であり、合併特例債を活用して関分館を整備することは考えていない。

Q 合併特例債を活用する事業の優先順位は、どのように決めているのか。

A 第2次総合計画に位置付けられた施策を推進するための事業を優先的に取り組んでいる。

森 美和子<公明党>

議案第41号 亀山市職員
コンプライアンス条例の
制定について1 コンプライアンスに関連する規程等の
検証結果について

2 条例の内容について

- (1) 第2条 定義について
 - ア 対象となる「職員等」の範囲について
 - イ 任命権者について
- (2) 条例の名称及び目的が「職員」となっていることについて
- (3) 職員以外が該当する規定は、公益通報だけなのか
- (4) 対象者への周知について
- (5) 「コンプライアンス委員会」及び「コンプライアンス推進会議」の役割について
- (6) 「コンプライアンス監督者」の役割について

Q コンプライアンスハンドブックが現状どの

ように活用されているのか。また、条例制定によって何か変わるのか。

A 平成25年4月に、コンプライアンスの基本的な考え方や実務における対応方法などについて組織で共有することを目的に作成したが、作成から6年が経過していることや、アンケートの結果このハンドブックが十分機能していないことが明らかとなり、活用方法も含め検討が必要であった。また、現在のハンドブックについては、条例制定後、速やかに条例に合わせて変更する。

Q 条例を制定することや公益通報ができることの周知はどのように行うのか。

A 職員に対しては、公益通報の義務があると規定していることから、それを認識させるために、研修や様々なミーティング、訓話等を通じて周知を行っていく。また、委託業者に対しては義務まで課していないことから、担当職員等を通じての周知にとどめることとする。

前田 耕一<大樹>

議案第41号 亀山市職員
コンプライアンス条例の
制定について

1 条例制定の内容について

- (1) 第1条（目的）について
- (2) 第2条（定義）について
 - ア 任命権者について
 - イ 働きかけ行為について
- (3) 第4条（任命権者等の責務）について
 - ア 働きかけ行為への適切な対応ができる体制の整備について
- (4) 第7条（亀山市コンプライアンス推進会議）について
 - ア 委員の人選について
- (5) 第8条（コンプライアンス監督者）について
 - ア 監督者の人選について

2 現行のコンプライアンスの推進に関する規程・要綱について

- (1) 昨年幹部職員不祥事の際、行政として十分な検証は行ったのか
- (2) 規程・要綱を運用してきた中で、指導や処分を行ったケースはなかったのか
- (3) 今回の条例制定により、現行の規程・要綱はどうなるのか

Q 昨年の不祥事について、行政としてどのように検証したのか。

A 職員の自覚、職員倫理の欠如が起こした事件であり、改めて職員の倫理保持や公益通報の強化を図るため、条例を制定するものである。また、補助金等交付規則を改正し、補助団体への入札支援のあり方を明確にした。さらに、市が交付する補助金全般について検証を行う内部監査システムを設置したいと考えている。

Q これまで公益通報等の報告は1件もないとのことだが、全く兆候もなかったのか。

A 公益通報や働きかけに関する部分が全くなかったとは言えないと認識している。今の制度がしっかり機能しなかったことに大きな原因があると考えており、公益通報が職員の中で認知されておらず、通報する職員の環境も整っていなかったという反省から、今回条例を制定し、より機能を高めていく。

Q 今回の条例制定によって、現行の規程や要綱はどうなるのか。

A 条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、条例の施行規則で定めることから、現行の規程及び要綱は全て廃止する。

尾崎 邦洋<勇政>

議案第41号 亀山市職員
コンプライアンス条例の
制定について

1 条例制定の背景と目的について

2 平成20年に制定したコンプライアンスに関連する規程や要綱と今回の条例との違いについて

3 条例を制定する必要性について

Q 昨年の職員の不祥事について、職員に対し周知や注意喚起は行ったのか。

A 昨年10月25日に元職員が逮捕されたことを受け、翌日に記者会見を行うとともに、臨時の経営会議を開催し、全ての職員に対し公務員倫理及び服務規律の遵守の徹底と、職員一丸となって市民の信頼回復に努めていくことを市長から訓示した。

Q 法律もある中で、この条例を制定する必要はあるのか。

A 職員の服務に係る法令遵守及び倫理保持のための環境・体制の整備を図り、公正な職務の遂行を確保することで、透明で市民に信頼される市政を確立することを目的に新たに条例を制定する。また、職員のみならず、市民に対しても、今後職員の不祥事の防止を徹底し、働きかけ行為に対しても毅然と対応する強い姿勢を示すため、議会の議決を必要とする条例制定を提案した。



岡本 公秀<新和会>



議案第43号 亀山市税条例等の一部改正について

1 軽自動車税関係について

(1) 自動車取得税に代わって新たに導入される軽自動車税の環境性能割の取扱いについて

A 軽自動車税は増税になるのか

(2) 新規の減免について

(3) 13年経過した軽自動車に課税される税額が、20%上乘せされることについて

(4) 現行の排気ガスの排出量が少ない自動車のグリーン化特例の取扱いについて

Q 現在の自動車取得税がどう変わるのか。

A 10月からの消費税の導入に伴い、自動車取得税が廃止となり、かわりに自動車の燃費性能等に応じて自動車の購入時に支払う環境性能割が導入され、当分の間、県より賦課徴収が行われる。これにより、毎年4月1日現在の所有者に対して課税される軽自動車税は、

種別割と名称が変更となり、軽自動車税は環境性能割と種別割の2種類で構成されることになる。環境性能割の税率は、燃費基準等によりゼロから2%になり、50万円以上の新車・中古車の購入時に課税される。また、10月1日から令和2年9月30日までに取得した環境性能割の税率は、1%分を軽減する臨時的軽減措置が行われる。

Q 毎年課税される軽自動車税に変更はないのか。

A 種別割に税率変更はない。

Q 軽自動車の購入時のみ増税となるのか。

A 取得期間は限定されるが、環境性能割で自家用の場合は2%または1%の現行税率から1%分が軽減されるため、増税にはならないと考えている。

Q 初年度登録から13年経過した場合、税率が20%上乘せになる制度は継続されるのか。

A 10月1日から現行の軽自動車税が環境性能割と種別割となるが、令和2年度分以降も新たに種別割に対して重課が適用されるため、引き続き制度は継続されるものと認識している。

福沢 美由紀<日本共産党>



議案第43号 亀山市税条例等の一部改正について

- 1 改正の内容について
- 2 市の財政への影響と国の財源保障について
- 3 消費税増税に伴う改正であるが、増税がなかった場合の対応はどうか

Q 市民生活に関連の深い部分の改正内容について尋ねる。

A 住宅ローン控除対象者が10月1日から令和2年12月31日までの間に居住した場合、控除期間が現行の10年から3年間延長され、令和14年度分までの所得税控除を受けられる。これに伴い、所得税から控除し切れない額を個人市民税から控除する、住宅借入金等特別税額控除の適用を所得税と同様に延長し、令和15年度分までとする。また、令和3年度以降の各年度分の個人市民税について、前年の合

計所得金額が135万円以下である単身児童扶養者は非課税とする。

Q 児童扶養手当の受給者数と非課税措置の対象となる単身児童扶養者数について尋ねる。

A 児童扶養手当受給者は292人で、そのうち非課税措置の要件となる、未婚のひとり親家庭で、所得が135万円以下に該当する対象者は約1割と推察している。

Q 今回の条例改正による市の財政への影響について尋ねる。

A 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用延長については、減収は見込まれるが、地方特例交付金として全額国費で補填される。また、単身児童扶養者の非課税措置については、対象者も限られるとともに、軽自動車税についても、種別割は税率変更がなく、環境性能割も、税率の引き下げに伴う減収は見込まれるが、地方特例交付金として全額補填されるため、今回の条例改正による大きな影響はないと考えている。

櫻井 清蔵<勇政>



議案第41号 亀山市職員コンプライアンス条例の制定について

- 1 条例の内容について
- 2 条例を制定しなければ、職員の綱紀粛正が図れないのか。それほど職員を信用していないのか
- 3 市職員となった時に署名する宣誓書とは

Q 他の職員の行動に対しても公益通報制度を活用し、不正行為等の防止及び早期発見に努めるとは、職員間の相互監視方式をとるといふことか。

A 本条例は、職員間で監視を行うという趣旨で制定するものではなく、職員の倫理保持及び法令遵守の原則のもと、職員が全体の奉仕者であることを自覚し、常に市民の立場に立って真摯に職務を遂行することを促すもの

である。

Q なぜ本条例を提案したのか。条例を制定しなければ、職員を統率できないのか。

A 職員のコンプライアンス推進について、より実効性ある環境や体制の整備を図り、公正な職務遂行を確保することにより、市民に信頼される市政を確立しようとするものである。また、議会の議決を伴う条例を制定することで、市の内部だけでなく市民に対しても、不祥事等を抑止し、その防止対策を徹底する意味で、市としての強い姿勢を示すものである。

Q 職員を信頼していないから条例制定の提案をしたのか。

A 公正な職務執行を確保するためには、個人の自覚のみならず、組織全体の倫理的な風土や、より実効性のある仕組み・環境をしっかりと整えていくことが極めて重要であるという視点から条例を提案している。

森 英之



議案第57号 新市まちづくり計画の変更について

1 合併特例債の活用について

Q 合併特例債とは何か。

A 合併特例債は、合併の特例に関する法律に基づき、市町村合併に伴う市町村建設計画において、合併後の市町村の一体性の速やかな確立や、均衡ある発展に資するために行われる公共的施設整備事業等への財源措置として創設されたものである。市町村建設計画は、現在の新市まちづくり計画であり、これに位置付けられた事業が合併特例債の対象事業となる。

Q 今後の市政運営の考え方について尋ねる。

A 財政運営については、長期的な視点で、今後の展望をしっかりと見きわめて事業を選択していかなければならない。市の持ち出しがいかに少なく、より多くの事業をいかに効果的に展開できるかが大変重要であるため、合併特例債の活用と他の事業との総合的な整合性をしっかりと見きわめ、今後も展開をしていく。



草川 卓也



議案第57号 新市まちづくり計画の変更について

1 「新しい時代に必要な機能を備えた図書館整備」について

Q 新しい時代に必要な機能を備えた図書館とはどのようなものか。

A これまでの読書活動を軸としたサービス提供の拡大はもちろんのこと、これに多様な機能を付加した多機能型図書館と位置付けているものである。新しい図書館は、ゆったりとした学びの時間を過ごす場だけではなく、図書館を通じて地域社会に参画し、その一員として活躍でき、活動などを通じて様々な方と交流する場となることを基本理念に掲げており、この基本理念の実現こそが、新しい時代に必要な機能を備えた図書館であると考えている。

Q 新しい時代とは具体的にどのようなものか。

A 図書館における新しい時代とは、図書館で情報の相互発信が行われているものと考えており、本という媒体だけにとどまらず、地域の情報発信拠点として情報を数多く収集し、かつ効率的に発信していくことが求められている。

Q AIやRPAなどの新技術に任せられる業務は任せることが図書館においても新しい時代に必要と考えるが、改めて新しい時代に必要な機能を備えた図書館とは何か、その見解を尋ねる。

A データ処理能力という点で、先端技術は極めて有効なものであり、自動貸出返却機などの導入は、スタッフの業務省力化も期待できる。一方で、図書館のスタッフには、本と人、人と人をつなぎ、求められる情報に対するコーディネーターとしての役割も重要視されている。そこで、新しい時代に必要な図書館の機能は、マンパワーと先端技術の組み合わせによって充実できるものと考えている。

一般質問

給食調理員を含む職員体制の適切な人員配置を

服部 孝規<日本共産党>



学校と保育園の給食調理員について

- 1 正規職員が28%しかない職員体制について
- 2 非常勤職員の時間給で最低賃金が改正されてもそれに応じて引き上げられなかった安い賃金について

Q 市内小学校及び保育園の給食調理員について、正規職員が28%しかない職員体制は異常だと思うが認識を尋ねる。

A 1校1名の正規職員を配置し、非正規職員に依存する状況が続いているが、給食調理員に限らず、正規職員が必要である職場については、正規職員を配置していく方向で進めていくべきと考えている。

Q 欠員についての現状認識と、今後の打開策について尋ねる。

A 欠員状況を早急に解消し、継続して児童・生徒においしい給食を提供し、給食調理員が安心して働けるようにしていきたい。今後の対応については、欠員解消に向け努力しているが、任用が困難な状況であり、勤務時間の多様化や勤務条件について、検討していく。

Q このような実態に対する市長の認識と今後の対策について尋ねる。

A 給食調理員を含むマンパワーの問題については、最善の努力をしていきたいと思っており、最低賃金の問題等も含め、今後の定員適正化計画の中でしっかり対応していく。

【その他の質問】

- ・会計年度任用職員制度について
- ・市長選マニフェストで掲げた「火葬の無償を検討」について

障がい者への合理的配慮の拡大を

森 美和子<公明党>



障害者差別解消法に規定されている「合理的配慮」について

- 1 市への相談件数について
- 2 市民に対する周知について
- 3 職員研修について
- 4 公的助成制度の導入について

Q これまでの差別に関する相談件数とその主な内容、また対応について尋ねる。

A 相談件数の実績は、平成28年度0件、平成29年度2件、平成30年度1件であった。一例として、障がいのある児童の学校生活における合理的配慮への不安や対応についての相談

があり、対応として、関係部局等の協議の結果、特別な機器の設置や就学環境の整備、介助員の配置など、相談者の意向に沿えるよう合理的な配慮に取り組んだ。

Q 障害者差別解消法の趣旨を周知するため、出前講座などを行っていくと聞いているが、現状について尋ねる。

A 出前講座の実績については、障がい者に対する取り組み等について市民からのリクエストはなく、開催実績はない。

Q 共生社会の観点から、公的助成制度の導入の考え方について尋ねる。

A 障がい者に必要な合理的配慮ができるように、公的助成制度も含めた研究を行っていく。

【その他の質問】

- ・防災・減災の取り組みについて

IT社会に対応可能な教育環境の整備を

鈴木 達夫<大樹>



IT社会における今後の亀山市について

1 教育行政におけるIT社会への対応について

- (1) 教育長から紹介があった書籍「10年後、君に仕事はあるのか？」について
 - (2) 今後求められる「生徒像」、「学校像」及び「教師像」について
 - (3) ICT教育と英語教育について
 - (4) IT社会に対応できる教育行政について
- #### 2 行政におけるIT社会への対応について
- (1) 亀山市ICT利活用計画の進捗について
 - (2) IT社会と「新庁舎建設」及び「定員適正化計画」について
 - (3) IT社会に対応できる亀山行政について

Q 今後求められる生徒像について、新しい時代、生徒がIT化に対応でき、自らを高め、

生きる力を育む教育とは何か。また、どのような新しい切り口が必要と認識しているか。

A 読解力、自分の頭で考えて表現する力、情報活用能力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し、複数の答えや皆が納得する答えを生み出す力などを育てていく必要があると認識している。また、新たな切り口として、主体的、対話的で深い学びを意識した授業づくりに努めるとともに、地域の方々との交流を通じた学習のあり方等を見直す必要がある。

Q 今後求められる教師像について尋ねる。

A 未来を開く子どもたちの豊かな学びの実現に向けて、情熱と誇りを持ち、学び続ける教職員がこれから必要とされる教師像である。

Q 教師に自己研鑽や学び続ける余裕があるのか、その認識を尋ねる。

A 教師が余裕とゆとりを持ち、本来の教育活動に専念できるよう、業務の役割分担や適正化、必要な環境整備を行い、長時間勤務是正に向けた業務負担の軽減を図る必要がある。

ふるさと納税の返礼品は必要か

今岡 翔平<勇政>



ふるさと納税について

- 1 市のふるさと納税の収支状況について
- 2 他の自治体の返礼品をめぐる問題点について
- 3 返礼品について
- 4 返礼品をやめることはできないのか
- 5 税収の確保について

Q ふるさと納税の返礼品はどのようなものか。

A 亀山らしさを重視した、特色ある地場産品として亀山茶セットやローソクセット、スマートフォンケース、郵便局のみまもり訪問サービスなど16品目を返礼品としている。

Q ふるさと納税の趣旨を理解している人に対して返礼品が必要なのか。

A 返礼品は、制度本来の趣旨に沿って寄附していただいた方のご厚意に対して、より一層の感謝の意を伝えるために必要なものであると考えており、今後も継続していく。

Q 返礼品を準備するマンパワーを考えると、返礼品を廃止することはできないのか。

A 昨年の寄附件数は40件で、現状の件数であれば、通常業務の範囲内で対応可能であり、今後も継続していく。

【その他の質問】

・三重県との連携について



適切な防犯灯の設置とLED化を

岡本 公秀<新和会>



防犯灯について

- 1 自治会管理の防犯灯の設置手続きについて
- 2 防犯灯の設置密度は市が決められているのか
- 3 地元の設置要望に対し、市が対応できないことがあるのか
- 4 民間の宅地開発の場合、防犯灯の設置は誰の責任で行われるのか、また適正な設置に対する市の指導はあるのか
- 5 防犯灯のLED化の進捗状況について

Q 自治会管理の防犯灯の設置手続きについて尋ねる。

A 自治会が行う防犯灯の設置やLED化への修繕、撤去及び維持管理に係る経費に対し、市が補助金を交付していることから、補助金交付申請の手続きが必要となる。

Q 防犯灯の設置密度について、市が指導を行うのか。

A 補助金交付申請の際、防犯灯の設置距離がおおむね30メートル以上離れていることなどの基準は設けている。

Q 自治会からの防犯灯設置要望に対し、市が対応できない場合があるのか。

A 補助金の予算にも限りがあることから、設置を要望される自治会長と協議させていただくことはある。

【その他の質問】

- ・農業振興地域における農業者への支援について

早期に単独で発達支援センターの設置を

福沢 美由紀<日本共産党>



(仮称)発達支援センターについて

- 1 市におけるセンターの役割について
- 2 センターの規模、利用できる障がいの内容について
- 3 良いセンターにするための視察を含めた研修について
- 4 認定こども園とは切り離して早く設置することはできないのか

Q 発達支援センターについて、発達障がいだけでなく、精神障がいや体が不自由な子どもも療育できる施設をつくる考えがあるのか。

A 発達支援センターの規模、機能や受け入れ対象者については、今後の検討の中で整理をしていくが、現在計画している認定こども園

に併設をする形で、センター的な機能として立ち上げていく。

Q 認定こども園との併設にこだわらず、プロジェクトチームをつかって、早く設置することができないのか。

A 発達支援センターの整備については、療育の機能強化や保育士の資質向上の面からも極めて重要との視点から、認定こども園との併設がより効果的であるという考えのもと、第2次総合計画前期基本計画及び子ども・子育て支援事業計画に位置付けており、その方針に基づき着実に進めていく。

Q 障がいの専門職を配置したプロジェクトチームをつくり、しっかりと検討を進めるべきであるが、いつから始めるのか。

A 現在の計画に基づいて、担当部署を中心に、総合的に検討を進めており、事業推進に最善を尽くしていく。

【その他の質問】

- ・幼児教育・保育無償化について
- ・待機児童館「ばんび」について

空家解消のための新たな政策を

尾崎 邦洋<勇政>



空家対策について

- 1 市内の空家の現状について
- 2 国、県及び市の取り組みについて
- 3 今後の対策について

Q 市内の空家の現状について尋ねる。

A 平成27年11月から平成28年7月に自治会の協力のもと実施した空家調査の結果、賃貸用、売却用などを除く一般住宅の空家戸数は、1107軒であった。また、平成25年の住宅・土地統計調査での一般住宅の空家率は、三重県内14市中、鈴鹿市に次いで2番目に低い5.5%であった。

Q 特定空家及び管理不全状態の空家の現状について尋ねる。

A 特定空家は、これまでに8軒を認定、うち4軒が解体済み、残り4軒のうち2軒が解体予定、もう2軒は、現在、所有者が解体補助金の活用等を検討している。また、管理不全状態の空家は、18軒を認定、うち1軒は景観

上の問題であり解消済み、2軒は解体済み、その他は、所有者が解消に向けて検討している。

Q 県外、市外からの移住者が空家を取得し、改修を行う際の補助金について尋ねる。

A 県外からの転入者が空家を改修する場合、空家リノベーション支援事業として最大150万円の補助がある。また、市外からの転入者が空家を改修する場合、空家リフォーム支援事業として、最大50万円の補助がある。

Q 空家が増加する要因と今後の対応について尋ねる。

A 住まいを取り巻く現状としては、高齢化が進む中で、介護や介助などの理由によって、施設入所、子どもの世帯への住宅の転居、さらには住宅開発による新たな住宅がふえていることなどから、今後空家が増加していく傾向にある。また、所有者に対し、継続的に適切な管理を促していくため、本年度、固定資産税等の納税通知書にチラシを同封し周知を行ったが、さらに所有者に対し、売却や賃貸による活用、除却、適切な改善等、状況に応じたきめ細やかな対応・周知に努めていく。

【その他の質問】

- ・児童虐待について

合併特例事業における優先事業の考え方は

伊藤 彦太郎<勇政>



新市まちづくり計画について

- 1 計画の内容について
 - (1) 合併特例事業について
 - (2) 合併特例事業以外の事業について
- 2 財源の考え方について
- 3 計画の在り方について

Q 合併特例債を充当する事業を、和賀白川線事業から駅前図書館保留床の購入へ振り替えることについて、和賀白川線も含め最優先の事業が駅前再開発事業であると発言した市長の意図を尋ねる。

A 和賀白川線事業は、合併特例債の活用期限までに事業が完了しないことから、総合的に考えると、有利な財源として駅前の図書館整

備に充てる方がベターであるという考え方である。

Q 和賀白川線事業はいつ完成する見込みであるのか。

A 和賀白川線事業は、社会資本総合整備交付金を活用する事業に振り替わることから、交付金の交付状況にもよるが、全線開通は、次の総合計画期間中になると考えている。

Q 新市まちづくり計画の中に位置付けられている図書館の関分館はどうなっているのか。

A 関図書館については、地域の読書活動の拠点の一つとして展開が図れると考えており、分館というより、各地域全体のコミュニティセンターなどを活用した読書活動拠点をネットワーク化していく中の一つとして位置付けをしていきたい。

【その他の質問】

- ・亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例について
- ・文化財行政について

関宿観光駐車場への早急な対策を

前田 稔<勇政>



関宿観光駐車場等について

- 1 観光バス進入路に対する対策はあるのか
- 2 関の山車会館の駐車場はどうするのか

Q 観光駐車場への進入路の対策について尋ねる。

A 関宿観光駐車場への進入ルートは、いずれも狭隘な部分が多く、また地蔵院前は伝統的建造物群保存地区の中心部で、拡幅工事も難しい状況であることから、周辺の道路整備状況に注視しながら、関係部署と連携して観光駐車場のあり方について研究していく。

Q 関の山車会館の駐車場もない中、道の駅に、大型バスが15台ほど駐車できるよう駐車場を改良して観光用に活用する考えはないか。

A 関の山車会館の駐車場は、計画の段階から関宿全体として駐車場を検討するものとしており、提言いただいた道の駅駐車場の活用も含めて観光バス駐車場の検討を行っていく。

Q 今の観光駐車場の対策が難しいとなると、別の観光バス駐車場の整備を考える必要があるが、市長の考えを尋ねる。

A 関宿観光の課題や今後のあり方等について、駐車場の整備とあわせ、関係機関等の意見も踏まえ、総合的に検討していきたい。

【その他の質問】

- ・関町地内における道路整備について

通学路の安全確保への十分な対策を

櫻井 清蔵<勇政>



通学路等の現状と課題について（幼児・児童・生徒の安全確保）

- 1 大津市において多くの園児が死傷するという痛ましい事故が発生したことを教訓として

(1) 市内には歩道の白線が剥がれている箇所が多く見受けられるが、国道・県道・市道の対応、特に市道の管理及び修復について

(2) 旧国道1号井尻交差点の歩道橋が、事故から既に2年以上が経過しているにも拘らず、未だに設置されていない

- ア 現在の児童・生徒の安全確保について
- イ 行政としての責任について、市長の見解を尋ねる

Q 市内の国道、県道、市道に横断歩道は何箇所あるのか。

A 381箇所と聞いている。

Q 通学路の横断歩道の白線の塗りかえ修復について、公安委員会の管轄であっても、市費で子どもたちの安全確保をすべきと思うが、市長の考えを尋ねる。

A 横断歩道の白線の塗りかえは、交通安全対策上、極めて重要な状況であり、県予算で対応すべき問題として、市としては、PTAや学校、自治会等と協力して、関係機関に要請している。

Q 井尻町内の歩道橋が、事故から既に2年が経過しても未だに再建されていないが、どういふことか。

A 早期の復旧に向けて、三重県と事業者の間で、復旧に向けた協議が行われており、この2月から3月に原因者によって現地測量と地質調査、4月に設計に着手されていると伺っており、県には設計完了の後、早期に復旧工事を行っていただくよう要望している。

【その他の質問】

- ・獣害対策について
- ・乗合タクシーとタクシー券について
- ・亀山駅周辺整備事業について
- ・亀山駅の在り方について
- ・鈴鹿農協葬祭場について

学校組織体制の充実と教育環境の整備を

森 英之



学校教育ビジョンと働き方改革について

- 1 学校教育ビジョンについて
- 2 学校教育ビジョンにおける働き方改革の位置付けについて
- 3 スクール・サポート・スタッフについて
- 4 部活動指導員について

Q 学校教育ビジョンとは何か。

A 平成18年12月の教育基本法改正により、地方公共団体において地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることが努力義務となったことから、これまでから策定していた学校教育ビジョンを教育振興計画として位置付けた。現在のビジョンでは、

教育大綱の理念を踏まえ、目指す子どもの姿や基本理念、また子どもにつけたい力を示し、その実現に向けた教育施策を示し、その施策を進めるために、5つの基本目標を定め、基本目標ごとに成果指標の目標値を設定している。

Q 学校教育ビジョンにおける、教職員の働き方改革の位置付けについて尋ねる。

A 学校教育ビジョンの基本目標に、学校・家庭・地域の連携と協働による教育力の向上を掲げ、その基本方針の一つである、学校力・教師力の向上の中に位置付けている。全ての教職員が生き生きと子どもたちと向き合い、指導に専念することができるよう、学校組織体制の充実や校務の効率化等を進めるとともに、さまざまな教育資源を活用して、支援体制を充実していくものである。

【その他の質問】

- ・学校における体育活動の在り方について
- ・雇用対策協議会における雇用促進について
- ・幼保無償化について

歴史博物館が果たすべき役割とは

豊田 恵理



亀山市歴史博物館について

- 1 現状について
 - (1) 歴史博物館の運営と現状について
 - (2) 課題について
- 2 今後の役割について

Q 歴史博物館の職員数や業務内容、来場者数等について尋ねる。

A 正規職員3人と非常勤職員は学芸員や地域学習支援推進員、事務補助員として5人、計8人体制で運営している。業務内容は、博物館の施設管理及び運営、企画展や講座、イベント等の開催、史資料の収集、保存、調査、研究などである。また、平成30年度の入館者数は9775人で、出前事業、出前トーク、移動展示等の館外活動利用者数を合わせた利用者

総数は1万1062人である。また、利用者の傾向としては、小・中学校や幼稚園、保育園との連携を進めていることから、児童・生徒、園児等、子どもの利用が多くなってきている。

Q 博物館として、具体的な課題はあるのか。

A 開館から25年が経過し、着実に残し伝える史資料が増加していくことから、収蔵庫や展示などの在り方を考えていく必要があり、今後は次世代へつなげるための施設や体制の整備が課題となってくる。

Q 歴史博物館の今後の役割について尋ねる。

A 地域、学校との連携や専門家との連携を強化しながら、市の歴史を記録し、次世代へしっかり伝える役割を担う博物館として機能させていく。

【その他の質問】

- ・市民・地域活動の支援について
- ・亀山市の歴史文化遺産について
- ・亀山市の外国人窓口について

Society5.0活用の可能性は

草川 卓也



亀山市の将来都市像について
1 「Society5.0」に対する市の認識と今後の取り組みについて

- (1) 「Society5.0」におけるコンパクトシティ・プラス・ネットワークについて
- (2) 「Society5.0」におけるリニア亀山駅周辺まちづくりについて
- (3) 「Society5.0」における利用者中心の行政サービスについて

(4) 「Society5.0 for SDGs」について

2 重点都市拠点外のまちづくりについて

- (1) JRの駅周辺の土地利用について
- (2) 地区防災計画について
- (3) 担い手の育成について

Q Society5.0に対する市の認識と、AIやIoT、ビッグデータなどの新技術を活用し、市の将来都市像をどのように実現していくのか、その展望について尋ねる。

A Society5.0は、超スマート社会の実現を目指し、IoT、人工知能等の技術革新で創出される新たな価値によって、経済発展と社会的課題の解決を

両立させる人間中心の施策として、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱され、地方自治体においても持続的な都市の発展を支えるための効果的な取り組みの一つになることから、好むと好まざるとにかかわらず、この流れをしっかりと受けとめて対応していく必要があります、その活用可能性について検討していく。

Q 市が進めるコンパクト・プラス・ネットワークの現状における課題点について尋ねる。

A 人口減少、高齢社会の中、医療、福祉、地域公共交通、公共施設再編、中心市街地活性化などのまちづくりのため、拠点エリアへの都市機能の誘導、強化や拠点間を結ぶ交通ネットワークの充実などが課題であると認識している。

Q Society5.0を迎えるに当たり、市の最大の強みであるリニア亀山駅周辺まちづくりについて、第2次亀山市総合計画後期基本計画に記載すべきであるが、現時点での方針を尋ねる。

A 今後、第2次亀山市総合計画後期基本計画策定作業の中で、リニアの動向を見据え、関連施策の位置付けについて検討していく。

Q スーパーシティ構想実現について、市長の見解を尋ねる。

A 先日、スーパーシティ構想実現に向けた国家戦略特区法改正案が閣議決定された段階であるため、国の動向等をしっかりと見据えていく。

【その他の質問】

・幼保無償化について

A 文書の送付や電話連絡による指導を行っている。

Q 雑草の除去に関する条例はあるのか。

A 空き地の雑草の除去に特化した条例は制定していない。

Q 罰則等を規定した条例の制定は考えているのか。

A 土地の所有者が判明している空き地については、関係部署と連携する中で対応できている。また、所有者が不明の場合は、条例を制定していても措置できず対応に苦慮していることから、引き続き、まちをきれいにする条例や火災予防条例に基づき、土地所有者に対し除草の指導を行っていく。

【その他の質問】

・家庭支援について
・広報について

罰則化等を視野に入れた雑草対策の考えは

中島 雅代



空き地の雑草対策について

- 1 現在の対応状況について
- 2 今後の対応について

Q 空き地の雑草に対する相談の現状について尋ねる。

A 昨年度は28件の相談があり、生活文化部環境課で対応した23件のうち、17件は所有者に連絡がつき、うち13件が対応済み、4件が自治会等で対応を検討中である。また、亀山消防署で対応した5件のうち4件は対応済みの状況である。

Q 具体的に所有者にどのような働きかけをしているのか。

各常任委員会の所管事務

5月15日、16日、17日に各常任委員会協議会を開催し、執行部からそれぞれの所管する主要事務事業などについて説明を受け、関係施設等の視察を行いました。

産業建設委員会協議会

(5月15日)

所管部署

- ・産業建設部
- ・上下水道部



新名神高速道路の亀山西ジャンクションランプ工事現場



亀山駅周辺整備事業

教育民生委員会協議会

(5月16日)

所管部署

- ・生活文化部
- ・健康福祉部
- ・医療センター
- ・教育委員会



関の山車会館

総務委員会協議会

(5月17日)

所管部署

- ・総合政策部
- ・防災安全課
- ・会計課
- ・消防本部及び消防署
- ・監査委員事務局
- ・選挙管理委員会事務局



総務委員会の様子

議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会・臨時会の本会議、常任委員会(総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会)の様子を(ライブ・録画)で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査の様子をぜひご覧ください。

会議	視聴方法		インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
	ライブ	録画	ライブ	録画	ライブ	録画
本会議	○	○	○	○	○	○
常任委員会(総務・教育民生・産業建設・予算決算)	○	○	-	-	-	-



議会の主な動き



4月

- 2日 教育民生委員会
広聴広報委員会
- 8日 広聴広報委員会
- 10日 議会改革推進会議検討部会
- 11日 総務委員会協議会
総務委員会
東海市議会議長会定期総会
- 15日 産業建設委員会協議会
産業建設委員会
- 19日 全員協議会
- 22日 教育民生委員会協議会
教育民生委員会
- 26日 産業建設委員会

5月

- 10日 議会改革推進会議検討部会
亀山駅周辺整備事業特別委員会
- 13日 教育民生委員会協議会
- 15日 産業建設委員会協議会
- 16日 教育民生委員会協議会
- 17日 総務委員会協議会
- 20日 全員協議会
議会改革推進会議
総務委員会
- 23日 教育民生委員会協議会
- 24日 議会運営委員会
- 27日 三重県市議会議長会総会
- 31日 議会運営委員会
6月定例会開会
予算決算委員会

6月

- 4日 全国自治体病院経営都市議会
協議会定期総会
- 6日 リニア中央新幹線建設促進期成同盟会
- 7日 三重県市町村振興協会評議員会
- 11日 全国市議会議長会総会
- 12日 高速自動車道協議会監事会
- 13日 議会運営委員会
議案質疑
予算決算委員会
- 14日 一般質問
- 17日 一般質問
- 19日 産業建設分科会
産業建設委員会
- 20日 教育民生分科会
教育民生委員会
- 21日 総務分科会
総務委員会
- 25日 予算決算委員会
議会運営委員会
- 26日 産業建設委員会
6月定例会閉会
- 28日 広聴広報委員会

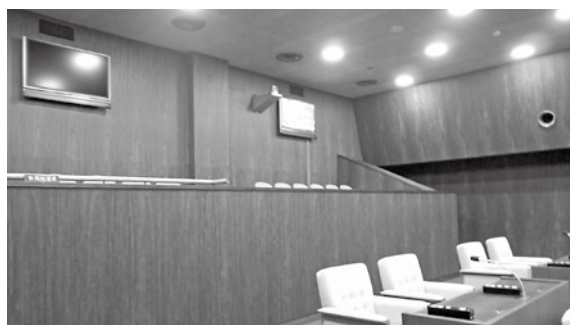
議会を傍聴しませんか

市議会の本会議や委員会等は傍聴することができます。

傍聴の受付は、会議当日、市役所3階の議会事務局で行っています。

各会議の日程は、市議会ホームページに掲載するとともに、市役所玄関ロビーでも市議会の行事予定をお知らせしています。

市議会では、市民が身近に感じることのできる議会を推進しており、この6月定例会から、より傍聴がしやすくなるよう、傍聴に関する運用を一部改めて皆様のお越しをお待ちしています。



とびっくす

全国・東海市議会議長会表彰を受けました

4月11日に津市で開催された第102回東海市議会議長会定期総会及び6月11日に東京都で開催された第95回全国市議会議長会定期総会において、服部孝規議員が議員在職20年以上の表彰を受けました。



服部孝規議員

令和元年 9月定例会日程(予定)

8月30日	9月定例会開会 予算決算委員会	10:00～
9月10日	議案質疑	10:00～
11日	議案質疑 予算決算委員会	10:00～
	一般質問	13:00～
12日	一般質問	10:00～
13日	一般質問	10:00～
17日	産業建設分科会 産業建設委員会	10:00～
18日	教育民生分科会 教育民生委員会	10:00～
19日	総務分科会 総務委員会	10:00～
24日	予算決算委員会	9:00～
25日	予算決算委員会	9:00～
26日	議会運営委員会	10:00～
27日	9月定例会閉会	10:00～

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。

詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。

ホームページにも掲載しています。

表紙作品から

タイトル:「溢れる^{あふ}洩れる^か」
作者:川上りかさん(関町)
三重県立飯野高校応用デザイン科
平成30年度卒業生

絵を描くことやアニメが好きだったこともあり、キャラクターを上手に描けるようになりたいとの思いから飯野高校を受験しました。

入学後は、木を彫ったりして立体的な作品を作ることに楽しさを感じ、いろんな角度からものを見ることで、デッサン力も鍛えられることから、彫刻コースを専攻しました。

この「溢れる^{あふ}洩れる^か」という作品は、かわいいキャラクターを使って、人のあらゆる心情を表現したいとの思いから作ったものです。「溢れる」のダルマでは、溢れる感情や涙をビー玉で表現し、「洩れる」のダルマでは、空洞にすることで、感情が何もない状態を表現しました。

彫刻コースを専攻して大変なこともありましたが、物作りの楽しさを感じられてよかったと思っています。

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。
皆様のご意見をお寄せください。

■問い合わせ先/三重県亀山市議会事務局 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577 ☎(0595)84-5059 Eメールアドレス gikai-city.kameyama@zvtv.ne.jp